

令和3年度

気候変動等に対応した  
海外遺伝資源の保全・利用促進委託事業  
報告書

令和4年3月

アイ・シー・ネット株式会社

令和3年度  
気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進委託事業  
報告書

目次

第1章：はじめに.....	1
1-1 本事業の目的.....	1
1-2 令和3年度の実施内容.....	1
第2章：遺伝資源取得対象国の調査結果・交渉の進捗状況.....	4
2.1 スリランカ.....	7
2.2 ラオス.....	9
2.3 ロシア.....	12
2.4 キルギス.....	14
2.5 タジキスタン.....	16
2.6 ウズベキスタン.....	18
2.7 インドネシア.....	20
2.8 ベトナム.....	23
2.9 ブラジル.....	26
2.10 アルゼンチン.....	30
2.11 メキシコ.....	32
第3章：海外遺伝資源関連勉強会・一般向け遺伝資源関連セミナーの開催.....	36
3-1 遺伝資源関連勉強会の運営.....	36
3-1-1 遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）に関する勉強会.....	36
3-1-2 メキシコの遺伝資源に関するワークショップ.....	37
3-1-3 ブラジルの遺伝資源に関する勉強会.....	38
3-1-4 タジキスタンの遺伝資源の取得手続きに関するワークショップ.....	39
3-2 一般向けセミナー.....	43
第4章：検討会の開催.....	45
第5章：事業のまとめ.....	46

附属書1：ブラジルのABSシステムに関する調査報告書

附属書2：ブラジル勉強会議事録

## 第1章：はじめに

### 本事業の目的

平成26年10月12日に遺伝資源へのアクセスと利益配分（以下「ABS」という。）に関する生物多様性条約（以下「CBD」という。）に基づく名古屋議定書（以下「NP」という。）が発効し、我が国は平成29年8月に締結した。これにより今後、遺伝資源へのアクセスが円滑になり、生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献できることが期待される一方、遺伝資源提供国では権利意識の高まりから遺伝資源の国外への持ち出しに関する規制を強める傾向が顕著となってきた。他方、遺伝資源利用者にとっては国ごとの慣習・法制度の違い等により、海外遺伝資源の利用を躊躇する傾向にあることから、遺伝資源提供国とNPの下で良好な関係が速やかに構築できなければ、遺伝資源を利用した生産活動や研究活動が停滞し、我が国の国益を大きく損なうおそれがある。特に、近年は我が国でも深刻化する気候変動等への対応が喫緊の課題であり、有用な遺伝資源の保全及び円滑な取得・利用が益々重要となってきた。このため、本事業は、平成29年度から令和元年度にかけて実施された「気候変動等に対応した海外遺伝資源の取得に係る枠組み構築委託事業（以下「枠組み事業」という。）」等により合意・確立できた海外遺伝資源の取得・利用に係る手続き等を踏まえながら、我が国の遺伝資源利用者が、新品種の開発に必要な海外遺伝資源の取得・利用を円滑に進めやすい環境を整えることを目的としている。目的達成に向けて、遺伝資源保有国におけるABS制度等の遺伝資源関連の法制度及び取得・利用可能な遺伝資源等を調査し、調査結果を国内遺伝資源利用者に情報提供する。また、持続可能な開発目標（SDGs）において遺伝資源分野の貢献が求められていることも踏まえ、遺伝資源保有国に対して、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（以下「ITPGR」という。）等で求められている遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する能力開発等を実施する。

### 令和3年度の実施内容

#### 1) 遺伝資源関連の法制度の調査等

今年度は、スリランカ、タジキスタン、ウズベキスタン、インドネシア、ベトナム、ブラジル、メキシコの7カ国を対象とした。Webサイト及び対象機関とのメール並びにオンライン会議等を通じ、対象国のABS制度等の遺伝資源関連の法制度や運用状況、取得・利用可能な遺伝資源、対象国内で活動している種苗企業の活動等について調査を行った。また、対象国の遺伝資源を取得・利用するための課題や不明点等の明確化及び解決に向けて、対象国政府機関や研究機関等との交渉等を行った。

各国に対する具体的な実施内容は以下のとおり。

スリランカ：2020年1月29日に締結した素材交換契約書（Material Exchange Agreement：MEA）に基づいた、スリランカの植物遺伝資源センターのナス1品種及びニンジン4品種と、日本の遺伝資源研究センターの遺伝資源の交換のための具体的手続き

タジキスタン：CBD/ABS法制の調査、遺伝資源導入のための手続きに関するタジキスタン当局と

の情報交換・協議（フローチャートの作成）、調査結果の共有

ウズベキスタン：CBD/ABS 法制の調査、遺伝資源導入のための手続きに関するタジキスタン当局との情報交換・協議（フローチャートの作成）、調査結果の共有

インドネシア：

- ① 制度等の調査
- ② 遺伝資源（特にナス、カリフラワー、サイシン）の取得・利用に関する交渉、及び導入のための手続き、シャロット、トウガラシの特性評価、
- ③ 現地カウンターパートとの協力活動の維持

ベトナム：

- ① 制度等の調査
- ② 遺伝資源（特にカボチャ、ニガウリ、トウガラシ）の取得・利用に関する交渉、及び導入のための手続き、特性評価
- ③ 現地カウンターパートとの協力活動の維持

ブラジル：CBD/ABS 法制の調査、実施状況の調査の継続、調査結果の共有（調査報告書の作成）

メキシコ：

- ① CBD/ABS 法制の調査、実施状況の調査の継続、調査結果の共有
- ② 協力関係の構築

## 2) 遺伝資源関連勉強会等の運営

海外からの遺伝資源の取得に関心のある企業、大学、都道府県及び研究機関等の遺伝資源関連業務に携わる者等向けの勉強会を次のとおり4回開催した。

- ① 令和3年8月2日（月）：遺伝資源のデジタル配列情報（DSI）に関する勉強会：詳細は3-1-1を参照
- ② 令和3年10月19日（火）：メキシコの遺伝資源に関するワークショップ：詳細は3-1-2を参照
- ③ 令和3年12月3日（水）：ブラジルの遺伝資源に関する勉強会：詳細は3-1-3を参照
- ④ 令和4年2月17日（木）：タジキスタンの遺伝資源の取得手続きに関するワークショップ：詳細は3-1-4を参照。

### 3) 一般向けのセミナーの実施

令和3年11月30日（火）に令和3年度「気候変動等に対応した海外遺伝資源の保全・利用促進委託事業 植物遺伝資源の保全・利用促進セミナー」を実施した。詳細は3-2を参照。

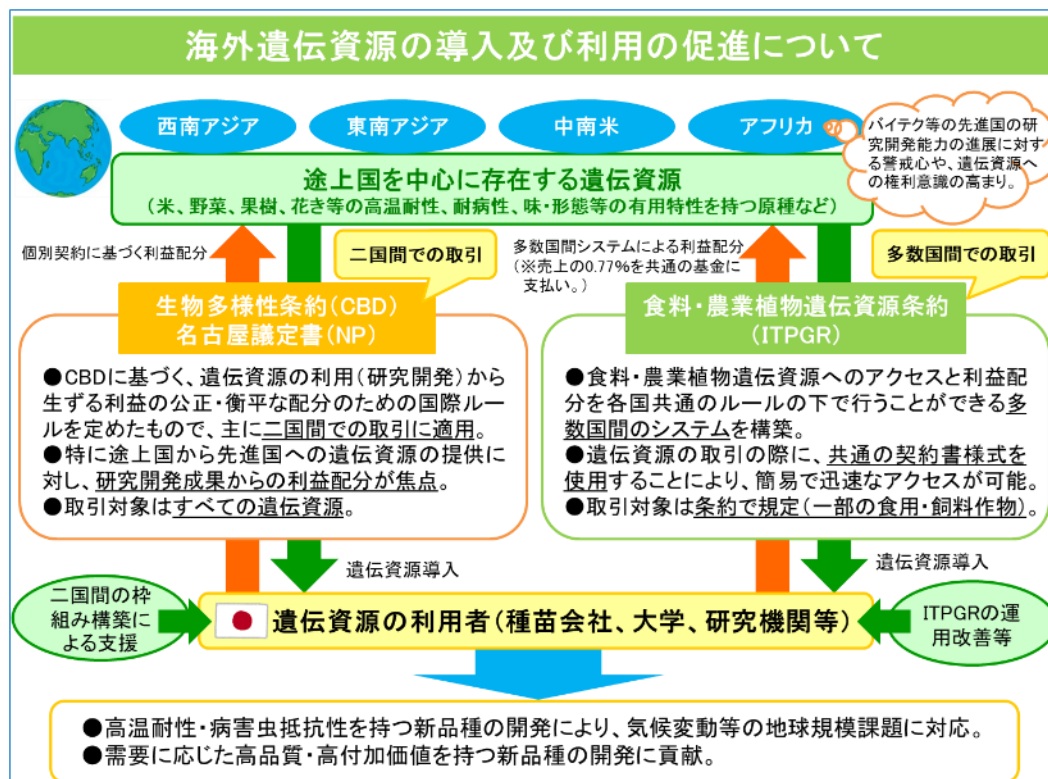
### 4) 検討会の開催

上記の事業の実施にあたり、学識経験者、企業、関係機関等の有識者11名で構成される検討会を設置した。検討会は令和3年7月21日、12月17日、令和4年2月10日の計3回開催され、検討会委員より助言を受けた。詳細は第4章を参照のこと。

## 第2章：遺伝資源取得対象国の調査結果・交渉の進捗状況

遺伝資源の保全、持続可能な利用等に関する国際条約として、1992年6月に採択された「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity: CBD）」、同条約第10回締約国会議（COP10：2010年10月）で採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（Nagoya Protocol: NP）、及び2001年11月に開催された第31回国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization：FAO）総会において採択された「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture：ITPGR）がある。海外の遺伝資源の取得・利用にあたっては、これら条約や遺伝資源保有国における法令等に従う必要がある。

ここでは、令和3年度に調査対象としたスリランカ、インドネシア、ベトナム、ブラジル、メキシコ、タジキスタン、ウズベキスタンの7国についての調査結果をまとめることとする。なお、ラオス、ロシア、キルギスとアルゼンチンは令和3年度の事業対象ではないが、過去に実施した調査結果をアップデートしたものを載せた。



(次のページに記載例を示す)